

弁 護 士 報 酬 規 程

※ 金額は全て税抜き金額となっています。
消費税は別途かかります。

I．法律相談

項目	種類	弁護士報酬の額
1 法律相談料	事業者	30分以内 15,000円 30分を超えた場合 6分ごと3,000円
	非事業者	30分以内 5,000円 30分を超えた場合 6分ごと1,000円
※法律相談は、口頭により行い、電話による相談を含みます。		

II．顧問契約

項目	弁護士報酬の額
2 顧問料	①ご契約の月間作業時間の範囲で、法律相談を受けることができます。 月間作業時間3時間以内の場合 月額5万円 ※「作業時間」には、法律相談を行う時間のほか、回答のため資料の検討や、調査をする時間を含みます。 ※月間作業時間を超えた場合は、6分ごと3,000円です。 ※事業者でない個人の方の場合は、月額1万円よりホームロイヤー契約がございます。 ②事件受任の場合、下表のとおり、弁護士報酬が原則20%の割引となります。

III．算定基準表

ご依頼の事件等の対象により、まず下表によって弁護士報酬算定の基準額を算出し、その算定基準額に基づいてⅣの計算式により、弁護士報酬を計算します。

	事件等の対象	算定基準額
①	金銭債権、将来の債権、継続的給付債権（期間不定のものは3年分の額）	債権総額（利息及び遅延損害金を含みます。）
②	所有権	時価相当額（不動産につき、固定資産税評価額が時価を下回る場合は、固定資産税評価額によります。以下同じ。）
③	占有権・地上権・永小作権・質借権・使用貸借権・地役権	所有権の時価相当額の7割の額
④	建物の所有権・占有権・質借権・使用貸借権	敷地の時価相当額の7割の額
⑤	担保権	被担保債権あるいは担保物の時価相当額の低い方の額
⑥	登記請求権	登記の対象たる権利の時価相当額
⑦	詐害行為取消請求事件	取消請求債権額。但し、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の額。
⑧	遺産分割請求権	対象となる相続分の時価相当額。但し、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分は、相続分の時価の3分の1の額。
⑨	遺留分減殺請求事件	対象となる遺留分の時価相当額
⑩	遺言執行	遺言執行の対象となる財産の額
⑪	①～⑩により算定不可能な場合	800万円

IV．弁護士報酬（着手金・報酬金・手数料）

項目	弁護士報酬の額		顧問先
3 内容証明郵便作成	手数料	5万円	3万円
		※特に複雑又は特殊な事情がある場合は、30%の範囲内で増額することがあります。	
4 契約書及びこれに準ずる書類の作成・チェック	手数料	算定基準の額が300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+28万円 3億円を超える場合 0.1%+88万円 ※特に複雑又は特殊な事情がある場合は、30%の範囲内で増額することがあります。 ※公正証書にする場合は、上記の額に3万円を加算します。	-20%
5 法律関係調査（事実関係調査を含む）	手数料	6万円以上25万円以下 ※特に複雑又は特殊な事情がある場合は、30%の範囲内で増額することがあります。 ※法律判断を含む意見書・鑑定書作成は別料金。	-20%
6 書面による鑑定	鑑定料	20万円以上30万円以下 ※特に複雑又は特殊な事情がある場合は、30%の範囲内で増額することがあります。	-20%
7 訴訟事件 非訟事件 家事審判事件 行政事件 仲裁事件 調停事件 示談交渉事件 労働審判事件	着手金	算定基準の額が300万円以下の場合 8% 300万円を超え1000万円以下の場合 5%+9万円 1000万円を超え3000万円以下の場合 4%+19万円 3000万円を超え3億円以下の場合 2%+79万円 3億円を超える場合 1%+379万円 ※少額訴訟の場合、上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑を考慮し増減します。	-20%
		※着手金の最低額は15万円。但し、示談交渉事件の着手金の最低額は10万円。	
	報酬金	算定基準の額が300万円以下の場合 16% 300万円を超え1000万円以下の場合 10%+18万円 1000万円を超え3000万円以下の場合 11%+8万円 3000万円を超え3億円以下の場合 7%+128万円 3億円を超える場合 5%+728万円	-20%
8 支払督促手続事件（執行は含まない）	着	10万円	
	報	回収額の10%	

H26. 4. 1施行

亀井法律事務所

〒160-0008
東京都新宿区三栄町6番地 第一原嶋ビル401号室
TEL 03-5919-6672 FAX 03-5919-6673

9 離婚事件	調停・交渉	着・報	30万円 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に7によります。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑を考慮し増減します。	7に付 -20%
	訴訟事件	着・報	50万円 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額に20万円を追加します。 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に7によります。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑を考慮し増減します。	
10 養育費、婚姻費用の分担等の調停を単独で受ける場合		着・報	10万円 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑を考慮し増減します。	
11 簡易な家事審判		手数料	10万円以上20万円以下	-20%
			※手数料の最低額は10万円。	
12 保全命令申立事件	仮差押	着・手・金	7の着手金の額の2分の1 ※本案事件と併せて受任したときでも、本案事件とは別に受けることができます。 ※事件の内容により、30%の範囲内で増額することがあります。	-20%
			※着手金の最低額は10万円。	
	係争物に関する仮処分	報酬金	仮差押をして本案の目的を達したときは、7の報酬金の額に準じます。 ※事件の内容により、30%の範囲内で増額することがあります。	-20%
		着・手・金	7の着手金の額の2分の1 ※本案事件と併せて受任したときでも、本案事件とは別に受けることができます。 ※事件の内容により、30%の範囲内で増額することがあります。	-20%
	仮地位仮処分	報酬金	仮処分をして本案の目的を達したときは、7の報酬金の額に準じます。 ※事件の内容により、30%の範囲内で増額することがあります。	-20%
		着・報	7に準じます。 ※本案事件と併せて受任したときでも、本案事件とは別に受けることができます。 ※事件の内容により、30%の範囲内で増額することがあります。	-20%
13 民事執行事件		着・手・金	7の着手金の額の2分の1 ※本案事件と併せて受任したときは、7の着手金の額の3分の1とします。 ※最低額は10万円。 ※訴訟と併せて受任した場合の最低額は5万円。	-20%
		報	7の報酬金の額の4分の1の額	-20%
14 即決和解	示談交渉を要しない場合	手数料	15万円	
		着・報	7に準じます。 7の報酬金の額+10万円	
15 遺言書作成		手数料	算定基準の額が1000万円以下の場合 20万円 1000万円を超え3000万円以下の場合 30万円 3000万円を超え3億円以下の場合 50万円 3億円を超える場合 100万円 ※上記の額は、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑を考慮し増減します。 ※公正証書にする場合は、上記の手数料に3万円を加算します。	-20%
16 遺言執行		手数料	算定基準の額が300万円以下の場合 30万円 300万円を超え3000万円以下の場合 3%+21万円 3000万円を超え3億円以下の場合 2.5%+36万円 3億円を超える場合 2%+186万円 ※遺言執行に裁判手続を要する場合は、遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬をご請求します。	
17 株主総会等指導	手数料	出席のみ	1時間以下 50,000円 1時間を超えた場合 40,000円/時	50,000円 35,000円/時
			総会準備を指導する場合 40,000円/時	35,000円/時
			※時間は6分単位で計算します。 ※出張手当別途。	

V．タイムチャージ（手数料）

委任事務処理の単価は、40,000円/時（顧問先は35,000円/時）とし、委任事務処理に要した時間（6分ごと。移動時間は含まない。但し、出張手当別途。）を乗じた額とします。

VI．出張手当

弁護士（亀井）	移動時間1時間以内	2万円
	移動時間1時間超2時間以内	3万円
	移動時間2時間超3時間以内	4万円
	移動時間3時間超4時間以内	5万円
	移動時間4時間超5時間以内	6万円
	以降、1時間増すごとに1万円を加算します。	
事務職員	移動時間2時間超4時間以内	1万円
	移動時間4時間超	2万円

